

改正 令和 8 年 7 月 31 日 規程第 9 号

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人労災保険情報センター（以下「センター」という。）が行う労災診療補償保険支援事業（以下「支援事業」という。）について、その具体的な実施の方法を定め、当該事業の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

第 2 章 労災診療補償保険支援契約の締結等

(支援事業の対象者)

第 2 条 支援事業の対象者は、労働者災害補償保険法施行規則第 11 条第 1 項に定める病院又は診療所（以下「指定病院等」という。）であって、センターの理事長（以下「理事長」という。）と労災診療補償保険支援契約（以下「支援契約」という。）を締結した者（以下「契約者」という。）とする。

(支援事業の内容)

第 3 条 支援事業は、労災診療補償保険（以下「補償保険」という。）及び労災診療互助事業（以下「互助事業」という。）とする。

(契約の申込み)

第 4 条 指定病院等が、支援契約の申込みをしようとするときは、支援契約に係る申込書を、理事長に提出するものとする。

(契約の成立)

第 5 条 支援契約は、理事長がその申込みを承諾したときに成立し、そのときから効力を生ずるものとする。

2 理事長は、支援契約の申込みを承諾したときは、支援契約の申込みをした指定病院等に、支援契約に係る承諾書により通知するものとする。

(契約の解除)

第 6 条 理事長は、次の各号に掲げる場合には、支援契約を解除することができる。

- (1) 契約者が、指定病院等の取消しを受けたとき
- (2) 契約者が、別に定める労災診療補償保険普通保険約款（以下「普通保険約款」という。）第 7 条から第 9 条に定める事由に該当したとき
- (3) 契約者が、本規程又は支援契約に違反したとき
- (4) その他、契約を継続することを期待し得ない事由があるとき

(解約)

第 7 条 契約者は、いつでも、将来に向かって支援契約を解約することができる。

2 契約者が、前項の解約をしようとするときは、支援契約に係る解約届を理事長に提出するものとする。

(契約の解除等の通知)

第 8 条 理事長は、前 2 条の規定により支援契約を解除又は解約する場合には、遅滞なく、契約者に対してその理由を記載した通知書をもって通知するものとする。

第 3 章 補償保険

(補償保険の実施等)

第 9 条 補償保険の実施に必要な事項は、すべて普通保険約款に定めるところによる。

第 4 章 互助事業

(互助事業の実施等)

第 10 条 センターは、互助事業として、次の事業を行う。

- (1) 長期運転資金貸付金貸付事業
- (2) 振興助成事業
- (3) 事業運営費補助事業
- (4) 普及等促進事業

2 前項の各々の事業の運営に必要な事項は、労災診療補償保険支援事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議を経ることとし、理事長はこれに基づいて別に定める。

第 5 章 費 用

(費用)

第 11 条 センターは、支援事業に要する経費に充てるため、契約者から費用を徴収する。

2 契約者は、支援契約が効力を生じた日の属する月の初日以降に請求する初診の労災診療費 1 件につき、1,900 円（補償保険料 1,539 円、互助費用 361 円）を納付しなければならない。

(費用の変更)

第 12 条 センターは、支援事業に要する経費に不足をきたすとき等は、費用の変更を行うことができるものとする。

(費用の内容)

第 13 条 互助事業に要する経費は、第 11 条第 2 項により徴収した費用から、補償保険の保険料相当額を控除したものを充てる。

(費用の納付の方法)

第 14 条 契約者は、次に定めるいずれかの方法により、費用を納付することとする。

- (1) センターが指定する金融機関等の口座に振込む方法
- (2) 契約者が、センターとの間に労災診療被災労働者援護契約を締結している場合にあっては、労災診療援護貸付金の貸付金額からの控除又は請求書により金融機関等で振込む方法
- (3) 前号の場合において、契約者が法令等により労災診療援護貸付金の貸付金額からの控除が認められていない自治体立病院等の場合にあっては、請求書により金融機関等で振り込む方法
- (4) 契約者がセンターに持参又はセンターが契約者から直接徴収する方法

- 2 センターが前項第2号の規定により費用を控除したときは、控除内訳を貸付金額の貸付内訳と併せて通知する。

(費用の返還)

第15条 支援契約の解除を行ったときは、費用を返還しないものとする。

第6章 運営委員会等

(運営委員会の設置及び権限)

第16条 センターに、運営委員会を置く。

- 2 センターは、支援事業の毎事業年度の事業計画及び事業報告並びに予算及び決算を作成し、運営委員会の議を経なければならない。
- 3 支援事業の業務のうち、前項のほか、次に掲げるものについては、運営委員会の議を経なければならない。
 - (1) 支援事業の内容の決定、変更
 - (2) 重要な財産の処分又は重大な義務の負担
 - (3) 費用の決定及び変更
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、支援事業の業務の運営に関し特に重要な事項
- 4 運営委員会は、前2項に規定するもののほか、理事長の諮問に応じて支援事業の業務に関する重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について、理事長に建議することができる。
- 5 委員会の委員長は、運営委員会の審議結果について理事長又は業務執行理事に報告することとし、理事長又は業務執行理事は、定款第31条第5項に定める職務執行報告において、これを報告するものとする。

(運営委員会の組織)

第17条 運営委員会は、運営委員（以下「委員」という。）6名以内をもって組織する。

- 2 運営委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、運営委員会を総理する。

(委員)

第18条 委員は契約者を代表する者、有識者及びセンターの理事又は職員から各々2名以内を、理事長が委嘱する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員により委嘱された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(運営委員会の定足数等)

第19条 運営委員会は、契約者を代表する委員、有識者の中から委嘱された委員及びセンターを代表する委員のそれぞれ1名以上が出席しなければ運営委員会を開くことができない。

- 2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(議事録)

第20条 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員の現在数、出席者数及び出席者名

- (3) 議事の経過の概要及びその結果
- (4) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、委員長及びその運営委員会において選任された議事録署名人 1 名が署名しなければならない。

第 7 章 その他

(補償保険の選択等)

第 21 条 第 4 条により指定病院等が支援契約の申込みをしようとする場合、補償保険のみを選択することができる。

- 2 前項により、補償保険を選択したときは、すべて普通保険約款に定めるところによる。
- 3 第 1 項により、補償保険のみを選択したときは、第 11 条第 2 項に規定する費用にかかわらず、契約者は、支援契約が効力を生じた日の属する月の初日以降に請求する初診の労災診療費 1 件につき、補償保険の保険料相当額を納付しなければならない。

(通知義務)

第 22 条 契約者は、支援契約を締結した後に病院等の住所、名称及び代表者の氏名又は支援契約に係る申込書に記載した取引金融機関若しくは口座等を変更したときなど、契約の内容に変更があったときは、速やかに理事長に通知するものとする。

(本規程の改正)

第 23 条 この規程を改正するときは、理事長は、改正の効力が生じる日の少なくとも 2 週間前に、改正の内容及び理由を記載した通知書を、全契約者に対しその届け出た住所地に発しなければならないものとする。

- 2 前項の通知書が発せられなかった契約者に対しては、センターは、前項の規程の改正を主張できないものとする。

(委任)

第 24 条 この規程に定めるもののほか、支援事業の運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 契約者とセンターとの間で、本規程の施行日以前に、財団法人労災保険情報センター労災診療共済規程（平成元年 10 月 1 日規程第 7 号）及び労災診療共済規程（自治体立病院用）（平成元年 12 月 25 日規程第 11 号）に基づき締結していた労災診療共済事業に係る契約については、本規程に基づく契約とみなすものとする。
- 3 労災診療共済規程（平成元年 10 月 1 日規程第 7 号）及び労災診療共済規程（自治体立病院用）（平成元年 12 月 25 日規程第 11 号）は廃止する。

附 則（令和 8 年 7 月 31 日規程第 9 号）

- 1 この規程は、令和 9 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 本規程第 11 条第 2 項の規定の適用については、令和 9 年 3 月 31 日以前に、労働局が受け付けた初診の労災診療に限り、1,800 円を納付するものとする。